

甲佐町移住・定住プロモーション実施計画策定業務委託仕様書

1 業務名

甲佐町移住・定住プロモーション実施計画策定業務委託

2 目的

本業務は、本町の持つ強みや地域資源をはじめとする多様な魅力を町内外に効果的に発信し、認知度及び知名度の向上を図ることで、子育て世帯の移住・定住の増加に繋げることを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 業務内容

本業務の目的を達成するため、次に掲げる業務を実施すること。

(1) 移住・定住プロモーション実施計画策定

本町の地域特性や魅力、社会事業、地域の特性などを踏まえたうえで、移住・定住人口の増加につながる具体的、かつ詳細なプロモーション実施計画を策定する。

なお、前提として、本町の地域特性や魅力、イメージ等について把握するため、統計資料による各種基礎調査や既存計画等のアンケート調査結果（※1）など、実施計画に必要な資料の収集や分析を行う。

《具体的な内容》

- 具体的なプロモーション活動方針の設定
(方針決定にあたっての背景、具体的根拠を含む)
- 1年を通じて行うプロモーション活動計画（※2）の具体的な提案
- 上記提案に係る経費の算出（項目ごとの見積額の算定）（※3）
- シビックプライド醸成に係る活動方針の設定
- 1年を通じて行う「シビックプライド醸成」に係る具体的な事業提案
- 上記プロモーションに関する有識者等からの意見聴収
- パブリシティ活動に関する具体的な提案
- プロモーション活動に必要な町民、企業、団体等との調整
- 地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）によるプロモーション活動及びマニュアル作成に対する提案、相談

(※1) 町が提供できる資料

- ・ 甲佐町の認知等アンケート結果（熊本市民調査）
- ・ 子育て世帯の満足度等調査（町内保護者 WEB アンケート）
- ・ 移住者アンケート結果（子育て世帯アンケート）

(※2) 甲佐町の認知度を上げ、今後の持続可能なPRにおいて、効果的なイベントの選定を行う。

なお、他団体等へのイベントへの参加、又は自主開催（運営含む）を問わない。

参考として、本町において令和6年度は以下のイベントに参加又はイベントを開催（委託含む）している。このことを踏まえ、効果的な提案を行うこと。

○町以外が主催し参加したイベント

- ・熊本県主催の移住相談会（東京1回、福岡1回）
- ・熊本市（連携中枢都市圏）主催の合同就職説明会へのブース出展
- ・熊本日日新聞社主催のスパイス感謝祭

○町が独自で開催したもの（委託含む）

- ・こどもの自然体験及び預かりを兼ねた体験イベント

（1人で過ごすことが困難な低学年の小学生を中心に町内のキャンプ場での自然体験を実施。この際、保護者は町内の観光施設等巡りを行い、保護者と子どもが別々に過ごすイベントを開催。参加者：16名）

- ・夏休みワークショップ

（オンラインによる習いごと（探求学習、アート）参加者：16名）

(※3) 11月中旬に次年度以降のプロモーションに係る具体的な提案と概算費用を報告すること。

(2) プロモーション活動に係る実証

プロモーション活動の実証として、甲佐町の認知度を上げる目的で、視認性の高い広告を行うこと。また、実施効果を測定し、成果の分析ができるようにすること。なお、以下の手法を想定しているが、より効果的な手法がある場合の提案を妨げるものではない。

○想定

- ・熊本市を運行する視認性の高い公共交通等(バス等)へのラッピング広告
- ・期間は3ヶ月以上

(3) 隊員のプロモーション活動に対する指導及び伴走支援

本町ではプロモーション業務を行う隊員を1名採用し、11月頃から隊員による日々の情報発信を含めた継続的、かつ効果的なプロモーション活動を行うことを予定しているため、隊員に対し以下のとおり指導及び伴走支援を行うこと。

なお、不測の事態により隊員の任命がなされなかった場合は、以下の具体的な内容を含む育成プログラム、「実施計画」に基づいた月ごとの業務内容書、WBS (Work Breakdown Structure) 等を納品すること。

《具体的な内容》

隊員が行うプロモーション活動と地域 PR 素材の制作、プロモーション活動の成果測定算出、業務マニュアル作成に係る以下の内容に係る指導、伴走支援

(指導、伴走支援の内容)

- 隊員が行う地域 PR 計画書 (※) の作成
(※) 計画書は、担当課の承認が必要
- 地域 PR 計画書の実施
(月 2 回程度の進捗確認：オンライン併用可)
 - ✓ プロモーション活動のための静止画、動画の素材のテーマ、構成、仕様、使用想定媒体の選定の提案
 - ✓ 隊員が取材、撮影などを行うときの手法、手続きの指導
 - ✓ 映像等に係る肖像権等、個人情報など、権利処理等の必要な手続きの指導、その他、素材の制作において必要な事項の指導及びマスメディアを中心とした取材及び誘致活動の手法の指導
- 広告媒体の確保、出稿の手法、支払い関係の手続きの指導
- プロモーション動画、静止画の配信方法の指導
- 訴求力のある広報媒体を使用するための効果的な PR 活動の指導
- 隊員が作成する業務マニュアルへのアドバイス
- プロモーション活動の成果測定算出方法の提案

5 成果品

受託者は、本業務が終了したときは、次の成果品を納品すること。

(1) 成果品の納品について

納品物	納品方法等
業務報告書	紙媒体 (1 部) 及び電子データ (CD-R)
甲佐町移住・定住プロモーション実施計画	

※市販されているソフトウェアで編集可能な形式(Microsoft office 及び Adobe illustrator・InDesign 等。Just Systems 一太郎は除く) または PDF データで納品すること。

(2) 納品場所

甲佐町役場 地域振興課 地域振興係

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4 (庁舎 2 階)

(3) 成果品の利用及び著作権

(ア) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(イ) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権 (著作権法第 27

条及び第 28 条に規定する権利を含む。)、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下これらを「著作権等」という。）は本町に帰属するものとする。

（ウ）甲佐町は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。

（エ）成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は甲佐町に対し、当該成果品を甲佐町が使用するために必要な範囲で、著作物法に基づく利用を無償で承諾するものとする。なお、本動画の使用期限はないものとする。

6 その他

（１）資料の貸与

委託料の支払いは、本業務の実施にあたり必要な資料で甲佐町が所有しているものについては、これを貸与する。（アンケート結果等）

（２）再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託し又は請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（３）機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（４）個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び甲佐町個人情報保護法施行条例（令和 5 年甲佐町条例第 2 号）を遵守すること。

業務委託の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

（５）留意事項

ア 本業務の委託料は旅費、資料の収集、出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼等の一切の費用を含む。

イ 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年

度の終了後、5年間これを保存しておかなければならない。

ウ 委託業務終了後、成果品に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

エ その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い、本町の指示に従うこと。

オ 制度変更や実績等により、委託業務の内容に変更が生じた場合は、本町の指示に従うこと。